



宮 崎 県 公 報

令和4年4月4日(月曜日) 第 294 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(農政企画課) 1

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定(2件)…(福祉保健課) 6
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“) 6
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退(“) 6
 - 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定…(障がい福祉課) 6
 - 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(“) 7
 - 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の所在地の変更…(“) 7
 - 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更…(“) 7
 - 有害興行の指定…(こども家庭課) 7
 - 保安林の指定予定の通知(4件)…(自然環境課) 7
 - 保安林の指定解除の予定の通知…(“) 8
 - 家畜伝染病発生の届出…(家畜防疫対策課) 8
 - 道路の区域の変更(8件)…(道路保全課) 8
 - 道路の供用の開始(4件)…(“) 10
 - 道路の占用を制限する区域の指定(2件)…(“) 11
 - 土砂災害警戒区域の指定(3件)…(砂防課) 11
 - 土砂災害特別警戒区域の指定(2件)…(“) 12
 - 歳入の徴収の事務の委託…(港湾課) 12
 - 臨港地区の分区の指定…(“) 13
 - 都市計画事業の変更の認可…(都市計画課) 13
 - 歳入の収納の事務の委託…(建築住宅課) 13
 - 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出…(“) 13
- ### 訓 令
- 県有自動車等による事故処理規程の一部を改正する訓令…(物品管理調達課) 14
 - 賠償等審査会規程の一部を改正する訓令…(“) 14
- ### 公 告

- 宮崎県医療計画の変更…(医療政策課) 15
 - 地図及び簿冊の認証(5件)…(農村計画課) 15
 - 土地改良区の役員の住所変更の届出…(農村整備課) 15
 - 土地改良区の定款変更の認可…(“) 16
 - 土地改良区の解散(2件)…(“) 16
 - 土地改良区の清算人の就任の届出(2件)…(“) 16
 - 土地改良区の新設合併…(“) 16
 - 県営土地改良事業の工事の完了(2件)…(“) 16
 - くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更…(漁業管理課) 16
 - するめいか、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量…(“) 17
 - 基本測量の実施の通知(4件)…(管理課) 17
 - 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示…(河川課) 18
 - 都市計画の変更図書の写しの縦覧…(都市計画課) 18
 - 開発行為に関する工事の完了…(建築住宅課) 18
- ### 企業局企業管理規程
- 企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程…18
- ### 病院局公告
- 入札公告…19
- ### 監査委員公告
- 定期監査、随時監査及び行政監査の結果の公表…24
 - 監査結果に基づき講じた措置の公表…24
 - 包括外部監査の結果に関する報告の公表…24
- ### 選挙管理委員会告示
- 政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…24
 - 資金管理団体の指定及び異動の届出…27
 - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…27
 - 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…27

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第28号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則(平成6年宮崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第51条」を「第51条の2」に改める。

別記様式第5号中「**四**」を削り、同様式に備考として次のように加える。

別記様式第58号中 住所 を 氏名 に改め、同様式に備考として
氏名 ④」 (法人にあっては、主たる事務所の所
(在地及び名称並びに代表者の氏名)」

次のように加える。

備考 本人（法人にあっては代表者本人をいう。以下同じ。）が届け出の場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が
届け出の場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、本人の署名又は記名
押印による場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の農業協同組合法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の
事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 207号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の
円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶
者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項
においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、
医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のと
おり指定した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護事業所 ナーシングセンタ ー・オーシャン	児湯郡新富町新田3693 - 1	令和4年2月16日
都城こみぞ眼科	北諸県郡三股町蓼池14 05- 1	令和4年3月4日

宮崎県告示第 208号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の
円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶
者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項
においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、
医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のと
おり指定した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
都城在宅医療クリ ニック	都城市南横市町3974番 地4	令和4年3月2日

宮崎県告示第 209号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項
において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国
の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の
支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてそ
の例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機
関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
いろは薬局	児湯郡高鍋町大字北高 鍋 167- 3	令和4年3月1日

宮崎県告示第 210号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第1項（第55条第2
項において準用する同法第51条第1項）（中国残留邦人等の円滑な
帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自
立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項におい
てその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医
療機関は、その指定を辞退した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	辞退年月日
フェニックス歯科 医院	串間市大字西方3586番 地8	令和4年3月2日
尾池歯科医院	日向市曾根町2丁目96 番地	令和4年4月1日

宮崎県告示第 211号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（
平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び
更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
フラワー薬局 しろやま	延岡市	薬局	令和4年3月22日

宮崎県告示第 212号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
フラワー薬局 しろやま	延岡市	薬局	令和4年3月22日

宮崎県告示第 213号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションLife	木城町	木城町大字椎木字出店4161番地	木城町大字椎木4646番地2	令和4年2月25日

宮崎県告示第 214号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
社会医療法人如月会 訪問看護ステーションそら	宮崎市	宮崎市宮田町10番13号ケアステーション如月1階	宮崎市宮田町7番4号如月こかげ館3階	令和4年2月1日

宮崎県告示第 215号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
3年-24	映画	夫の留守にいきまくる若妻	新田組 <新東宝映画>	令和4年3月18日
3年-25	映画	オールド・ボーイ [4K]	KADOKAWA (韓国)	
3年-26	映画	パリ13区 (原題) PARIS, 13TH DISTRICT	ロングライド (フランス)	
指定理由		内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 216号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 宮崎市大字鏡洲字村内2139-3、2139-4、2166、2167、字塩鶴3333、3333-乙、3345-1、3346、3374-1、3381-1、3390-乙
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 217号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字鬼ヶ久保 16731-2、16734-2、16734-4、16735、16736、16738、16739-1、16739-2、16743-1、字勝司ヶ別府南 17083-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字鬼ヶ久保 16731-2・16734-2・16738・16739-2・16743-1・字勝司ヶ別府南 17083-1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 218号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河野 俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字今越 2197-7
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字今越2197-7（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 219号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河野 俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字向山字水ノ口6923-1、6923-2、6926-1、6926-2、6927-3、6951-

- 2、6952-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字水ノ口6923-1・6926-1・6927-3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、6923-2、6926-2、6952-2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 220号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河野 俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字木之口 386-62、386-63（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 221号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河野 俊嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生日月日
ヨ-ネ病	牛	患畜	1	西都市	令和4年3月16日

宮崎県告示第 222号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 4 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河野 俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	269号	都城市山之口町山之口字坂ノ下19番1地先から同市同町山之口字野上290番1地先まで	旧	13.4～24.6	58.2
				新	13.9～24.6	58.2

宮崎県告示第223号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年4月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大河内1012番141地先から同郡同村同大字同字1038番35地先まで	旧	6.0～21.1	129.4
				新	8.0～111.2	129.4

宮崎県告示第224号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年4月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
24	県道	高鍋高岡線	東諸県郡国富町大字嵐田字内堤1230番1地先から同郡同町同大字同字1208番1	旧	12.6～45.6	226.9
				新	12.6～51.8	226.9

地先まで

宮崎県告示第225号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年4月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
34	県道	都城串間線	串間市大字大矢取字松頭36番1地先から同市同大字同字36番1地先まで	旧	5.4～13.3	108.0
				新	6.0～30.7	108.0

宮崎県告示第226号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年4月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
34	県道	都城串間線	串間市大字大矢取字小槿3番3地先から同市同大字同字3番3地先まで	旧	6.9～16.2	68.4
				新	10.5～23.3	68.4

宮崎県告示第227号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年4月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
48	県道	市木串 間線	串間市大字 秋山字大字 戸1983番7 地先から同 市同大字字 池田2806番 1地先まで	旧	7.9～ 75.6	1,645 .0
				新	7.9～ 75.6	1,645 .0
					9.7～ 85.6	1,170 .0

宮崎県告示第 228号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 4 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字椎葉 7942番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字7943番 1地先まで	旧	4.9～ 7.9	61.9
				新	6.5～ 12.0	61.9

宮崎県告示第 229号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 4 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
237	県道	北方高 千穂線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字道下 13770番19 地先から同 郡同町同大 字同字 137 70番14地先	旧	3.8～ 5.4	248.8
				新	6.0～ 13.7	248.8

			まで		
--	--	--	----	--	--

宮崎県告示第 230号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 4 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1012番 1 41地先から 同郡同村同 大字同字10 38番35地先 まで	令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県告示第 231号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 4 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
108	県道	財部庄 内安久 線	都城市乙房 町1761番9 地先から同 市同町1776 番 1 地先ま で	令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県告示第 232号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 4 月 4 日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 鞍岡字戸鼻 6201番2地 先から同郡 同町同大字 同字6210番 乙地先まで	令和4年4月4日

宮崎県告示第 233号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年4月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
438	県道	北方南 郷線	日南市南郷 町瀧上字橋 之山7854番 9地先から 同市同町瀧 上字入尾78 24番4地先 まで	令和4年4月4日

宮崎県告示第 234号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年4月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	269号	都城市山之口町山之口字坂ノ下19番1地先から同市同町山之口字野上 290番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年4月19日

宮崎県告示第 235号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年4月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	高鍋高岡 線	東諸県郡国富町大字嵐田字内堤1230番1地先から同郡同町同大字同字1208番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年4月19日

宮崎県告示第 236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
都 城 市	土・北迫1	do k 464-0021	土 石 流
	土・上原1	do k 464-0022	土 石 流
	土・栗平1	do k 464-0031	土 石 流
	急・市林2	ky u 464-0057	急傾斜の崩壊
	急・北迫1	ky u 464-0058	急傾斜の崩壊
	急・平沢1	ky u 464-0059	急傾斜の崩壊

急・谷ノ口前1	ky u 464-0061	急傾斜の崩壊
急・踊橋1	ky u 463-0082	急傾斜の崩壊
急・西栗須1	ky u 463-0096	急傾斜の崩壊
急・霧重2	ky u 463-0505	急傾斜の崩壊
急・兎氏1	ky u 463-0524	急傾斜の崩壊
急・兎氏3	ky u 463-0526	急傾斜の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	樫山第4	I-1-2134	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
小林市	土・高千穂河原1	dok 449-0019	土石流
	土・高千穂河原2	dok 449-0020	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及

び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
都 城 市	急・市林2	ky u 464-0057	急傾斜の崩壊
	急・谷ノ口前1	ky u 464-0061	急傾斜の崩壊
	急・西栗須1	ky u 463-0096	急傾斜の崩壊
	急・霧重2	ky u 463-0505	急傾斜の崩壊
	急・兎氏1	ky u 463-0524	急傾斜の崩壊
	急・兎氏3	ky u 463-0526	急傾斜の崩壊
	乙 房	I-1-0563	急傾斜地の崩壊
中尾原	II-1-0584	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
小林市	土・高千穂河原1	dok 449-0019	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 241号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した徴収事務	委託先	委託期間
宮崎港マリナー施設(艇庫及びディンギーヤードを除く。)に係る使用料(浮棧橋及びボートヤードを専用使用する場合の使用料を除く。)及びサンビーチーツ葉使用料	一般財団法人みやざき公園協会	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

宮崎県告示第242号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により、宮崎広域都市計画臨港地区宮崎港臨港地区内に次のように分区を指定し、公表の日から施行する。

なお、臨港地区内の分区の指定(平成21年宮崎県告示第800号)は、廃止する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎広域都市計画臨港地区宮崎港臨港地区の分区

1 商港区(別紙図面赤色の部分)

宮崎市港1丁目、2丁目及び3丁目の各一部、宮崎市港東1丁目、2丁目及び3丁目の各一部、宮崎市新別府町前浜の一部並びに宮崎市吉村町北浜田及び松熊の各一部

2 工業港区(別紙図面青色の部分)

宮崎市港東2丁目及び3丁目の各一部

3 漁港区(別紙図面紫色の部分)

宮崎市港1丁目の一部及び宮崎市港東1丁目の一部

4 保安港区(別紙図面黄色の部分)

宮崎市港東3丁目の一部

5 修景厚生港区(別紙図面緑色の部分)

宮崎市港東2丁目及び3丁目の各一部、宮崎市新別府町前浜の一部、宮崎市吉村町北浜田及び松熊の各一部並びに宮崎市昭栄町の一部

(「別紙図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県中部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第243号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成16年宮崎県告示第237号による西都都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 施行者の名称

西都市

2 都市計画事業の種類及び名称

西都都市計画下水道事業 西都公共下水道

3 事業施行期間

昭和56年1月23日から令和10年3月31日

4 事業地

収用の部分

変更無し

使用の部分

変更無し

宮崎県告示第244号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した収納事務	委託先	委託期間
県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料	地銀ネットワークサービス株式会社 株式会社しんきん情報サービス 株式会社セイコーマート 株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

宮崎県告示第245号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出者の名称

株式会社東京建築検査機構

2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称	所在地
TBTC九州構造センター	福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目17番15号

3 変更年月日

令和4年4月1日

県有自動車等による事故処理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

訓令第9号

本 庁
各出先機関

県有自動車等による事故処理規程の一部を改正する訓令

県有自動車等による事故処理規程（平成19年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県有自動車等 <u>宮崎県自動車等管理要綱（平成19年10月1日定め）第2条第1号に規定する自動車等であって、上司の命令又は承認により、職務の執行に供されるもの</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県有自動車等 <u>県の所有に属し、又は県が借り上げる（出張（職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）第2条第1項第3号に規定する出張をいう。）又は赴任（同項第4号に規定する赴任をいう。）のため一時的に借り上げることを所属長が承認した場合を除く。）自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）又は原動機付自転車（同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の県有自動車等による事故処理規程の規定は、この訓令の施行の日以後に発生した交通事故について適用し、同日前に発生した交通事故については、なお従前の例による。

賠償等審査会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

訓令第10号

本 庁
各出先機関
教育委員会事務局
人事委員会事務局
警察本部
労働委員会事務局
監査事務局
県議会事務局

賠償等審査会規程の一部を改正する訓令

賠償等審査会規程（平成19年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 職員の賠償等に関する次の事項を審査するため、賠償等審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県の所有に属し、<u>県が運行の用に供する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）</u>の交通事故に係る県の損害賠償責任に関する事項</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 職員の賠償等に関する次の事項を審査するため、賠償等審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県の所有に属し、<u>又は県が借り上げる（出張（職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）第2条第1項第3号に規定する出張をいう。）又は赴任（同項第4号に規定する赴任をいう。）のため一時的に借り上げることを所属長が承認した場合を除く。）</u>自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第</p>

185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。)又は原動機付自転車(同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。)の交通事故に係る県の損害賠償責任に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の賠償等審査会規程の規定は、この訓令の施行の日以後に発生した交通事故について適用し、同日前に発生した交通事故については、なお従前の例による。

公 告

医療法(昭和23年法律第 205号)第30条の6第1項の規定により、宮崎県医療計画を変更した。

なお、当該計画書は宮崎県福祉保健部医療政策課及び県の保健所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

宮崎市

2 地籍調査を行った期間

平成29年10月1日から令和3年3月2日まで

3 地籍調査を行った地域

宮崎市大字折生迫の一部

4 認証年月日

令和4年3月23日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日向市

2 地籍調査を行った期間

平成30年12月1日から令和3年3月5日まで

3 地籍調査を行った地域

日向市東郷町追野内の一部

4 認証年月日

令和4年3月23日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日向市

2 地籍調査を行った期間

平成30年12月1日から令和3年3月5日まで

3 地籍調査を行った地域

日向市美々津町の一部

4 認証年月日

令和4年3月23日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日向市

2 地籍調査を行った期間

令和元年7月1日から令和3年3月5日まで

3 地籍調査を行った地域

日向市東郷町追野内の一部

4 認証年月日

令和4年3月23日

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

高千穂町

2 地籍調査を行った期間

令和2年6月1日から令和3年12月14日まで

3 地籍調査を行った地域

高千穂町大字向山の一部

4 認証年月日

令和4年3月23日

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、下本庄土地改良区(国富町)の役員の住所変更について次のとおり届出があった。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 変更前

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 切 健 二	小林市野尻町東麓2531番地7野尻 ハイツ 206号

2 変更後

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 切 健 二	東諸県郡国富町大字本庄4136番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮原堰土地改良区（延岡市）から令和 4 年 2 月 8 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第67条第 1 項第 1 号の規定により、三川内土地改良区（延岡市）が解散した。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第67条第 1 項第 1 号の規定により、牟田原土地改良区（小林市）が解散した。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により、三川内土地改良区（延岡市）の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した清算人

氏 名	住 所
甲 斐 棋 悉	延岡市北浦町三川内 172番地
藤 田 一 八	延岡市北浦町三川内3253番地
山 本 光 公	延岡市北浦町三川内 797番地
甲 斐 定 行	延岡市北浦町三川内3358番地 6
大 野 繁 明	延岡市北浦町三川内4562番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により、牟田原土地改良区（小林市）の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した清算人

氏 名	住 所
松 田 健 一	小林市北西方7209番地18
川 野 信 夫	えびの市大字大河平4274番地 3

山之口 和 也	小林市北西方1696番地 3
原 田 久 司	小林市北西方7000番地 1
黒 木 久 幹	えびの市大字大河平4289番地16
長 崎 正 人	小林市北西方6947番地 1
大 山 陽 子	小林市北西方2425番地 8
中 嶋 康 晴	小林市北西方1520番地 1

浜之瀬土地改良区（高千穂町）、神之水土地改良区（高千穂町）、下野土地改良区（高千穂町）、黒口土地改良区（高千穂町）及び小又川土地改良区（高千穂町）の合併により、上野地区土地改良区（高千穂町）が設立され、浜之瀬土地改良区、神之水土地改良区、下野土地改良区、黒口土地改良区及び小又川土地改良区は、解散する。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
尾鈴北第 3	川南町	畑地帯総合整備事業	令和 3 年 10 月 29 日

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
岩 湫	木城町	ため池等整備事業	令和 4 年 2 月 7 日

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第 5 項の規定により、くろまぐる（大型魚）に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量を令和 4 年 2 月 17 日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐる（小型魚）及びくろまぐる（大型魚）に関する令和 3 管理年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 くろまぐろ (小型魚)

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	15.0トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (4月から6月まで)	3.3トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	0.6トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	0.8トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (1月から3月まで)	1.1トン

第2 くろまぐろ (大型魚)

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (10月から3月まで)	17.2トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (4月から9月まで)	8.4トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (4月から9月まで)	2.0トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (10月から3月まで)	1.2トン

漁業法 (昭和24年法律第 267号。以下「法」という。) 第16条第1項の規定により、するめいか、くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を令和4年4月1日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

するめいか、くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和4管理年度 (令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。) における知事管理漁獲可能量 (法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。) は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 するめいか

知事管理区分	数 量
宮崎県するめいか漁業	現行水準

第2 くろまぐろ (小型魚)

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業	11.4トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	0.9トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	0.6トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	1.0トン
宮崎県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	1.0トン

第3 くろまぐろ (大型魚)

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (4月から9月まで)	9.0トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業 (10月から3月まで)	4.7トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (4月から9月まで)	0.8トン
宮崎県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業 (10月から3月まで)	0.6トン

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
基本測量 (電子国土基本図 (地図情報) 修正)
- 2 作業地域
宮崎県全域
- 3 作業期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
基本測量 (国土広域情報 修正)
- 2 作業地域

宮崎県全域

3 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

基本測量（航空重力測量）

2 作業地域

宮崎県内全域

3 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

基本測量（機動観測）

2 作業地域

宮崎県えびの市

3 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 河川の名称

二級河川沖田川水系沖田川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

延岡市石田町4430番10地先から延岡市石田町4268番18地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

名称 道路管理者 延岡市

住所 延岡市東本小路2番地1

代表者の氏名 延岡市長 読谷山 洋司

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面の維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和4年4月4日から道路の存続する日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称

都農町

2 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

都農都市計画道路

(2) 名称

3・5・2号坂之上名貫線

3・5・4号上町通線

3・5・7号新町通線

3・5・10号中央通線

3・6・5号湯之本福原尾線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県高鍋土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 2 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和4年4月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
児湯郡高鍋町大字上江字塚谷6564番 154、155、156、157の全部、6564番98、153の一部	児湯郡高鍋町大字上江字塚谷6564番 154 日本自給飼料生産普及センター株式会社

企業局企業管理規程

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和4年4月4日

宮崎県企業局長 井手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第3号

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程

企業局保安規程（昭和62年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後						
別表第3 (第12条関係)							別表第3 (第12条関係)						
設 備	巡 視		点検 (検査を含む)			備 考	設 備	巡 視		点検 (検査を含む)			備 考
	機器 設備	頻度	機器 設備	項目	頻度			機器 設備	頻度	機器 設備	項目	頻度	
[略]							[略]						
水 力 発 電 設 備	電気 工作 物 (ダム 水路 工作 物を 除く)	(※) 1) 2回 /月	水車 及び 発電 機	(※) 2) 外部 点検	測定 試験	(※1) 巡視にかわる監 視装置が設置され ている発電所、無 保守を前提とした 小水力発電所で万 一電気工作物の損 壊が発生しても第 三者に影響を与え る恐れのない発電 所等で、特に指定 する箇所について は、別に定める。 (※2) 水車の外部点検 とは放水して行う ことをいう。 (※3) 水質条件、材質 等により、発電所 個々に定期的に行 うものとし、これ を基準に別に定め る。	水 力 発 電 設 備	電気 工作 物 (ダム 水路 工作 物を 除く)	(※) 1) 2回 /月	水車 及び 発電 機	(※) 2) 外部 点検	測定 試験	(※1) 巡視にかわる監 視装置が設置され ている発電所、無 保守を前提とした 小水力発電所で万 一電気工作物の損 壊が発生しても第 三者に影響を与え る恐れのない発電 所等で、特に指定 する箇所について は、別に定める。 (※2) 水車の外部点検 とは放水して行う ことをいう。 (※3) 発電所個々に別 に定める。
[略]							[略]						

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

病院局公告

入札公告

総合評価一般競争入札 (病院局施工体制評価型総合評価落札方式 (WTO工事JV型)) を次のとおり実施する。

令和4年4月4日

宮崎県病院局長 吉村久人

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度第04-10-1号 県立宮崎病院解体他工事
- (2) 工事場所 宮崎市北高松町
- (3) 工 期 570日間
- (4) 工事概要 県立宮崎病院 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上10階地下1階建 延べ面積40,378㎡ 他19棟の解体工事、緊急汚水層整備工事及び外構工事
- (5) 予定価格 落札者決定後公表
- (6) 適用制度 低入札価格調査制度
- (7) 入札の方法
本工事について入札を実施する。落札決定にあたっては、入

札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、本案件は、宮崎県建設工事等電子入札システムで行う。ただし、入札書を書面にて提出することを希望する者は、紙入札方式によることができる。

- (8) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術申請書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保の実効性と施工体制確保の現実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の工事である。
- (9) 病院局施工体制評価型総合評価落札方式の型式 WTO工事JV型
- (10) 本工事は 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (11) 本工事は、本契約成立後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、宮崎県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成6年10月1日県土整備部技術企画課定め）に基づく特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を全て満たす共同企業体とする。
- (1) 共同企業体の資格要件
- ア 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は3であること。
 - イ 構成員の組合わせは、各構成員が(2)各構成員の資格要件をそれぞれ満たす組合せであること。
 - ウ 各構成員は、本工事に係る入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
 - エ 共同企業体の結成方式は、自主結成であること。
 - オ 構成員の出資比率の最小限度は、20%であること。
 - カ 共同企業体の代表構成員は、構成員のうち施工能力及び出資比率が最大であること。
 - キ 構成員のいずれも経常建設共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 各構成員の資格要件

入 札 参 加 資 格	◇共通要件
	ア 構成員の資格要件
	(ア) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号）に基づく令和4・5年度の建築一式工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。
	(イ) 建設業法（昭和24年法律第 100号）第15条の規定による、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。 (ウ) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、及び次の a 又は b に該当する者ではないこと。 受託者の商号又は名称 株式会社星山設計 受託者の本店の所在地 宮崎市淀川2丁目1番4号 受託者の商号又は名称 日建・コラム設計業務共同企業体 代表構成員の商号又は名称 株式会社日建設計 代表構成員の所在地 東京都千代田区飯田橋2丁目18番3号 構成員の商号又は名称 有限会社コラム設計 構成員の所在地 宮崎市中村西2丁目2番16号 a 当該受託者の発行済株式総数の 100分の50を超える株式を有し、又は、その出資総額の 100分の50を超える出資をしている建設業者 b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者 (エ) 一般競争入札（病院局施工体制評価型総合評価落札方式（WTO工事JV型））公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。
◇個別要件	
イ 代表構成員の資格要件	
(ア) 平成18年度以降に完成した次の①から③までの事項を全て満たす工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）があること。 ① 工事種別は、建築物の解体工事を含む建築一式工事（改修工事は含まない。）であること。 ② 解体工事に係る建築物の延床面積は、1棟の延床面積として20,000㎡以上であるこ	

	<p>と。</p> <p>③ 解体工事に係る建物の構造は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの混構造を含む。）であること。</p> <p>(イ) 建築一式工事における総合評定値が 1,200点以上であること。</p> <p>(ウ) 次の①から④までの事項を全て満たす技術者を、監理技術者として専任で契約成立後から配置することができること。</p> <p>① 一級建築士若しくは一級建築施工管理技士の資格を有する者又は国土交通大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。</p> <p>② 建築工事業に係る監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>③ 上記(ウ)の要件を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人の経験を有する者であること。</p> <p>④ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。</p> <p>ウ 第2構成員の資格要件</p> <p>(ア) 上記イ(ア)の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績があること。ただし、上記イ(ア)②の建築物の延床面積は、1棟の延床面積として 2,000㎡以上であること。</p> <p>(イ) 建築一式工事における総合評定値が 920点以上であること。</p> <p>(ウ) 次に掲げる事項を全て満たす技術者を、主任技術者として専任で契約成立後から配置することができること。</p> <p>① 上記イ(ウ)①及び④の事項を全て満たす者であること。</p> <p>② 上記(ア)の要件を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。</p> <p>エ 第3構成員の資格要件</p> <p>(ア) 上記イ(ア)の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績があること。ただし、上記イ(ア)②の建築物の延床面積は、1棟の延床面積として 500㎡以上であること。</p> <p>(イ) 建築一式工事における総合評定値が 800点以上であること。</p> <p>(ウ) 次に掲げる事項を全て満たす技術者を、主任技術者として専任で契約成立後から配置することができること。</p> <p>① 上記イ(ウ)①及び④の事項を全て満たす者であること。</p> <p>② 上記(ア)の要件を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。</p>	
<p>※ 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第 201号）第2条第1号に基づく建築物とする。</p> <p>※ 「監理技術者、主任技術者又は現場代理人の経験」及び「監理技術者、主任技術者又は現場代理人等の経験」とは、施工実績として申請する工事の工期が1年間以下の場合には、全ての期間従事した経験とする。</p> <p>なお、施工実績として申請する工事の工期が1年間を超える場合は、工期の半分を超える期間従事した経験とする。ただし、工期の半分を超える期間が1年間以下の場合（工期全体が1年間を超え2年間以下の場合）は、1年間を超える期間従事した経験に限る。</p> <p>※ イ(ウ)③の現場代理人の経験については、イ(ウ)①の資格を有して以降の経験に限る。</p> <p>※ コリンズの登録内容確認書の写しで、施工実績が確認できない場合は、契約書の写し、発注者の証明書その他当該工事の内容が確認できる書類を添付すること。</p> <p>※ 配置予定技術者の資格については、宮崎県公共情報サービスを参照のこと。</p> <p>※ 共通要件ア(ア)の要件のみ満たしていない者を構成員とする共同企業体においても共通事項書7に示す申請書等を提出することができるが、本案件に参加するためには、当該構成員は開札日までに共通要件ア(ア)の要件を満たしておかなければならない。</p>	<p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱に基づく令和4・5年度の建築一式工事に係る入札参加資格を有さない者で、本工事の入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格審査申請を行わなければならない。</p> <p>(1) 受付期間 令和4年4月4日から令和4年5月9日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>(2) 申請書の提出先及び申請に関する問い合わせ先 宮崎県県土整備部管理課 建設業審査担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7176</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>場 所：宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室 (以下、「経営管理課」という。) 宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7629</p> <p>期 間：令和4年4月4日から令和4年6月27日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)</p>	

5 入札日程等に関する事項		
入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧、提供及び貸出	令和4年4月4日から 令和4年6月27日まで	(1) 宮崎県公共事業情報サービス（※1）で閲覧又は提供 (2) 経営管理課において閲覧又は貸出（※2）
質問の受付	令和4年4月4日から 令和4年5月9日17：00まで （令和4年6月6日17：00まで）	技術申請書及び共同企業体認定申請に関する質問（ ）は、設計図書など上記以外に関する質問 いずれも下記の宮崎県電子申請システムで行うこと。 技術申請書に関する質問は質問受付期日の翌日の正午までに、（設計図書などに関する質問は入札書受付開始日の前日の正午までに）回答がない場合は、同日の午後3時まで、必ず、電話にて確認をしてください。 （病院局経営管理課入札質問受付フォーム） https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/D2Enh9O7
回答の閲覧	令和4年4月4日から 令和4年6月27日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
共同企業体認定申請受付期間	令和4年4月4日から 令和4年5月9日17：00まで	経営管理課に送付（郵便書留など配達記録確認ができるものに限る）又は持参すること。（※3）
技術申請書の受付期間	令和4年4月4日から 令和4年5月16日17：00まで	経営管理課に送付（郵便書留など配達記録確認ができるものに限る）又は持参すること。技術提案については電子データも送信すること。
ヒアリング	令和4年5月24日から 令和4年5月26日まで	場所、日時は技術資料申請受付締切り後に、通知する。
入札書受付期間	令和4年6月24日7：00から 令和4年6月27日8：50まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事費内訳書の添付のない入札は無効となります。
開札日時	令和4年6月27日9：00	宮崎県防災庁舎6階 病院局経営管理課内
低入札調査資料の提出期限	令和4年6月29日17：00まで	経営管理課に持参すること。
入札結果の公表（※4）	令和4年7月5日から 令和5年3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

<p>※1 宮崎県公共事業情報サービスアドレス（http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/）</p> <p>※2 経営管理課における受付・閲覧・貸出は、宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。</p> <p>※3 宮崎県病院局建設工事等電子入札実施要領（平成19年7月1日経営管理課定め）（以下、電子入札要領という。）第8条の規定による入札参加届出書についても宮崎県建設工事等電子入札システムにより提出すること。</p> <p>※4 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。</p> <p>6 入札保証金 入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。</p> <p>7 入札の無効に関する事項 (1) 宮崎県病院局財務規程第 107条各号のいずれかに該当する入札のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア 虚偽の申請を行った者のした入札 イ 病院局施工体制評価型総合評価落札方式（WTO工事JV型）実施要領（令和4年3月1日経営管理課定め）及び入札公告等の規定に違反した者のした入札</p>	<p>ウ 本契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札</p> <p>エ 工事費内訳書の提出を要する建設工事において、工事費内訳書を提出していない者又は提出された工事費内訳書に不備がある者のした入札</p> <p>オ 再度の入札において、当初の入札に失格基準価格未満の価格で入札した者のした再度の入札における入札</p> <p>(2) 入札を無効とした者には、その旨を入札無効通知書（病院局条件付一般競争入札実施要領（平成19年5月1日経営管理課定め）別記様式第14号）により通知する。</p> <p>8 総合評価に関する事項 (1) 技術申請書の提出 一般競争入札（病院局施工体制評価型総合評価落札方式（WTO工事JV型））公告共通事項書9により技術申請書を提出すること。</p> <p>(2) 評価基準 ア 評価基準については、病院局施工体制評価型総合評価落札方式評価基準（WTO工事JV型）を参照すること。 イ 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、表1のとおりとする。 なお、当工事の加算点の満点は30点とする。</p> <p>ウ 技術提案</p>
--	---

技術提案を求める内容は、次のとおりとする。

評価の視点		評価項目	
企業の高度な技術力	工事目的物の性能・機能に関する事項	①	アスベスト含有建材を適正に撤去するための施工方法に関する技術提案（作業員等のばく露防止対策を除く）
		②	緊急汚水槽で使用する既存躯体を健全な状態で存置するための解体方法に関する技術提案
		③	緊急汚水槽の新設躯体と既存躯体との接合部における品質管理に関する技術提案
		④	解体後の埋め戻しにおける地盤沈下対策に関する技術提案
		⑤	舗装工事における施工精度確保に関する技術提案
	社会的要請に関する事項	①	隣接する住宅等への騒音対策に関する技術提案
		②	隣接する住宅等への振動対策に関する技術提案
		③	隣接する住宅等への粉塵対策に関する技術提案
		④	工事車両の一般交通への影響低減に関する技術提案
		⑤	工事を早期に完成させるための工程管理に関する技術提案
	施工上配慮すべき事項	①	新病院利用者に対する工事中の安全対策に関する技術提案
		②	解体時におけるコンクリート片等の落下・転倒防止に関する技術提案
		③	大型建設機器使用時における作業員の安全対策に関する技術提案
		④	アスベスト含有建材の除去作業における作業員等のばく露防止対策に関する技術提案
		⑤	熱中症対策など作業員の健康管理に関する技術提案

※ 「技術提案の評価の考え方」は別紙のとおり。

- ・ 技術提案の電子データ（PDFファイル形式）を経営管理課（keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp）に電子メール送信又は持参、郵送すること。
- ・ 必要に応じて図面等の資料を添付すること。資料は、「評価の視点」ごとにA4又はA3サイズとし、原則、1枚（片面）にまとめること。

エ ヒアリング

- ・ 配置予定技術者に対するヒアリング及び技術提案の履行の確認に関するヒアリングを実施する。なお、電話やWEBによりヒアリングを実施する場合を除き、場所、日時は技術資料申請書等受付締切り後に通知する。
- ・ 前項の通知がありながらヒアリングを受けなかった者は、当該入札に参加することができない。

(3) 審査結果の通知

技術提案として提出された提案については、入札受付開始日の3日前までに審査結果を通知する。

(4) 評価内容の担保

技術提案に記載され、評価の対象となった内容については、設計図書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行うものとする。

なお、受注者の責めにより施工において技術提案の内容を満足できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

9 契約後VE方式の実施に関する事項

(1) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書による。

(2) VE提案者への評価

採用されたVE提案については、当該工事に係る工事成績評定において評価対象とする。

10 低入札価格調査

本工事は、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部技術企画課定め）（以下、低入調査要領という。）による「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設定する工事である。

調査対象者（失格基準価格による失格者を除く調査基準価格を下回った入札を行った者をいう。）がいる場合は、落札決定を保留し、調査対象者が評価値の最も高い者である場合は、低入札価格調査を実施した上で、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

また、調査対象者が本工事を契約する場合、適正な履行を確保するための措置を講じることとする。

（詳細は、別紙「低入札価格調査制度適用工事に関する事項」を参照すること。）

11 落札候補者及び落札者の決定方法

(1) 開札の結果、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とするが、評価値の最も高い者が低価格入札者であるときは低入調査要領第7条に規定する低入札価格調査を行った上で落札候補者の決定を行うものとする。

(2) 前項の場合において評価値が最も高い者が2者以上いる場合にあっては、当該同評価値の者による電子入札要領第19条に規定するくじで落札候補者を定める。

12 契約に関する事務を担当する部局等

経営管理課

13 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 共同企業体の入札参加資格認定書に関する事項

共同企業体の入札参加資格認定申請にあたっては、宮崎県特定建設工事共同企業体取扱要領第10条第2項に規定する書類を提出すること。

15 各会計年度における請負代金の支払限度額等に関する事項

この工事は、債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は次のとおりとする。ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、変更することがある。

	令和4年度	令和5年度	合計
支払限度額の割合	42%程度	58%程度	100%
出来高予定額の割合	47%程度	53%程度	100%

16 その他の事項

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 病院局施工体制評価型総合評価落札方式 (W T O 工事 J V 型) 実施要領を適用する入札に参加を予定していた者又は参加した者のうち、当該入札に関し不服がある者は、この要領に定めるところにより苦情の申立てを行うことができるほか、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱 (平成26年6月23日会計管理局会計課定め) に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会に対し苦情の申立てを行うことができる。ただし、宮崎県政府調達苦情検討委員会に対する苦情の申立てについては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第 372号) 第1条に規定する国際約束の規定に違反する形で調達が行われたと判断する場合に限る。

(3) 一般競争入札 (病院局施工体制評価型総合評価落札方式 (W T O 工事 J V 型)) 公告共通事項書に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。

(一定の資本関係又は人的関係の詳細については、一般競争入札 (病院局施工体制評価型総合評価落札方式 (W T O 工事 J V 型)) 公告共通事項書2を参照のこと。)

17 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Demolition work on the Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital

(2) Location:

Kitatakamatu-cho, Miyazaki-city, Miyazaki Prefecture, Japan

(3) Announcement of Tenders:

Monday April 4th, 2022.

(4) Bidding Date:

Monday June 27th, 2022.

(5) Point of Contact for Enquiries and Submission of Tenders:

Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1 - 9 - 18 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-city, 880-8501, Japan

Tel: 0985(26)7629

Fax: 0985(26)7341

Email: keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき令和 3 年12月14日から令和 4 年 3 月 8 日までの間に実施した監査 (定期監査) の結果、同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定に基づき令和 3 年11月11日から令和 3 年12月16日までの間に実施した監査 (随時監査) の結果及び同条第 2 項の規定に基づき令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 3 月 8 日までの間に実施した監査 (行政監査) の結果を、同条第 9 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 二 見 康 之
宮崎県監査委員 満 行 潤 一

監査委員公告

令和 4 年 1 月 6 日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 二 見 康 之
宮崎県監査委員 満 行 潤 一

監査委員公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 252条の37第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人坂元隆一郎から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252条の38第 3 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 4 年 4 月 4 日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 二 見 康 之
宮崎県監査委員 満 行 潤 一

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法 (昭和23年法律第 194号) 第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及

び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 設立届

○政党の支部

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮崎県宮崎市第七支部	川 添 博	田 中 正 人	宮崎市学園木花台南3丁目33番地6	令和4年1月12日
日本維新の会宮崎県総支部	浦 野 靖 人	富 田 敏 康	宮崎市大字赤江33番地 宮崎空港ゴルフセンター内	令和4年2月17日
自由民主党宮崎県遊技産業支部	山 下 雄 大	石 崎 真 治	宮崎市清武町加納甲1773番地4	令和4年2月25日

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
さとう誠後援会	佐 藤 幾 雄	佐 藤 光 倫	延岡市舞野町2147番地1	令和3年11月5日
肥後大輔後援会	肥 後 大 輔	肥 後 大 輔	都城市八幡町14-15	令和3年12月1日
有木将吾後援会	有 木 将 吾	有 木 理 子	小林市須木中原1745	令和3年12月7日
萩原大輔後援会	萩 原 大 輔	萩 原 大 輔	西都市大字三宅4055-1	令和4年1月4日
小迫ゆきひろ後援会	小 笠 秀 哉	小 迫 儀 子	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所8418番地	令和4年1月11日
永野まさみ後援会	永 野 雅 己	今 村 鉄 男	小林市南西方 400番地	令和4年1月21日
山田宏宮崎県後援会	重 城 正 敏	陶 山 隆	宮崎市清水1丁目12番2号	令和4年2月10日
うらた明子後援会	浦 田 明 子	若 杉 広 則	西都市大字右松2008-1	令和4年2月15日
濱砂亨後援会	吉 良 典 郎	濱 砂 道 太	児湯郡西米良村大字村所2番地36	令和4年2月24日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
社会民主党宮崎県連合	松 村 秀 利	代 表 者	松 村 秀 利	満 行 潤 一	令和3年4月24日
自由民主党宮崎県串間市第一支部	武 田 浩 一	主たる事務所の所在地	串間市大字西方5726-1	串間市大字西方5784-1	令和3年12月10日
自由民主党宮崎県鍼灸マッサージ支部	有 留 秀 雄	代 表 者	有 留 秀 雄	川 越 敦 彦	令和4年1月1日
		会 計 責 任 者	清 永 忠 広	佐 藤 暢 一	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
チェンジ宮崎	小 野 晋 太 郎	主たる事務所の所在地	宮崎市中央通3-51 4階	宮崎市堀川町 131-5	令和3年4月1日
宮崎県木材産業政治連盟	高 嶺 清 二	会 計 責 任 者	伊 牟 田 利 子	菓 子 野 信 男	令和3年5月28日
宮崎県行政書士政治連盟	小 野 孝 一	代 表 者	小 野 孝 一	藁 原 行 満	令和3年7月23日
江藤拓後援会	島 田 松 男	主たる事務所の所在地	日向市大字財光寺 233-1	日向市日知屋 16350-4 都ハイッ 101号	令和3年8月10日

脇谷のりこ後援会	前 田 典 子	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和3年9月27日
中村千佐江後援会	坂 元 忍	代 表 者	坂 元 忍	中 村 信 幸	令和3年11月19日
太志会	平 坂 憲 一	会 計 責 任 者	平 坂 由 美	黒 木 一 美	令和3年12月20日
竹内龍一郎後援会	浜 田 俊 一 郎	会 計 責 任 者	溝 俣 一 郎	温 水 隆 二	令和3年12月22日
永友良和後援会	永 友 良 和	代 表 者	永 友 良 和	永 友 国 起	令和3年12月31日
宮崎県鍼灸マッサージ師政治連盟	有 留 秀 雄	代 表 者	有 留 秀 雄	川 越 敦 彦	令和4年1月1日
		会 計 責 任 者	杉 田 智 俊	佐 藤 暢 一	
俊輔みらいの会	武 井 俊 輔	主たる事務所の所在地	宮崎市橋通東2丁目1番4号 テヅカビル 102号	宮崎市松山1丁目4番24号	令和4年1月1日
		会 計 責 任 者	田 村 俊 彦	武 井 京 子	
宮崎未来プロジェクト	和 田 悠 介	主たる事務所の所在地	宮崎市大工3丁目269番地 ベルメゾン 111	宮崎市大工3丁目269番地	令和4年1月7日
島田健一後援会	島 田 健 一	会 計 責 任 者	島 田 佳 子	島 田 敏 夫	令和4年1月13日
前田ひろゆき後援会	図 師 秀 和	会 計 責 任 者	前 田 香 織	黒 木 康 守	令和4年1月28日
一ノ瀬良尚後援会	本 堂 賢	代 表 者	本 堂 賢	市 原 明	令和4年2月1日
清山会	清 山 知 憲	主たる事務所の所在地	宮崎市中央通3-51	宮崎市松橋1-6-8	令和4年2月3日
鈴村かずえ後援会	鈴 村 和 枝	主たる事務所の所在地	日南市上平野町一丁目2-23	日南市平野 592-1 A 201	令和4年2月7日
平和・人権・環境を守る会	高 橋 透	会 計 責 任 者	高 橋 和 世	松 村 秀 利	令和4年2月20日
岩元たけし後援会	四 本 喜 士	代 表 者	四 本 喜 士	外 山 孝	令和4年2月26日
		会 計 責 任 者	植 村 秀 史	川 口 竜 治	

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
社会民主党宮崎県宮崎支部	徳 重 淳 一	令和3年4月24日
自由民主党宮崎県宮崎市第二支部	前 田 典 子	令和3年12月29日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
小東和文後援会	永 田 讓	令和3年9月30日
市民が主役	斉 藤 一 昭	令和3年11月30日
宮崎南部成山会	弓 削 喜 久	令和3年12月3日
外村あきのり後援会	清 水 計 吉	令和3年12月20日
くらぞの晴美後援会	永 田 末 吉	令和3年12月27日

永友良和後援会	永 友 良 和	令和3年12月31日
山内千秋後援会	吉 岡 政 徳	令和3年12月31日
安藤ゆうき後援会	安 藤 勇 樹	令和3年12月31日
赤江地区連合成山会	川 越 光 義	令和4年2月10日
宮崎未来プロジェクト	和 田 悠 介	令和4年2月16日
宮崎市の未来をともにつくる会	松 本 嗣 夫	令和4年2月17日
新しい高原をつくる会	谷 山 天 一	令和4年2月20日
アタック21	片 上 英 行	令和4年2月22日
宮崎県国民未来創造会議	田 口 雄 二	令和4年2月24日
永田照明後援会	遠 矢 正 己	令和4年2月5日
大村嘉一郎後援会	河 野 英 樹	令和4年3月3日
政経会	松 田 真 義	令和4年3月7日
宮崎を考える会	山 村 善 教	令和4年3月7日

宮崎県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、資金管理団体の指定及び異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
永 野 雅 己	小林市議会議員	永野まさみ後援会	小林市南西方400番地	令和4年1月21日
浦 田 明 子	西都市議会議員	うらた明子後援会	西都市大字右松2008-1	令和4年2月15日

2 異動届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
清 山 知 憲	清山会	主たる事務所の所在地	宮崎市中央通3-51	宮崎市松橋1-6-8	令和4年2月3日

宮崎県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年3月21日現在次のとおりである。

令和4年4月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,010人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 212,561人

宮崎県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年3月21日現在次のとおりである。

令和4年4月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂

雄 二

西都市・西米良村選挙区

8,589人